

松江市後期高齢者健康診査（個別）実施要領

1. 目的

生活習慣病の早期発見・早期治療、予防に対する健康意識の向上を図ること及び、高齢者が介護を要する状態となることを予防し、健康寿命を延伸することを目的とする。

2. 根拠法令

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）（以下「法」という。）第 125 条及び、島根県後期高齢者医療広域連合健康診査事業実施要綱（平成 20 年 3 月 27 日告示第 7 号）（以下「実施要綱」という。）に基づき島根県後期高齢者医療広域連合が行う健康診査（以下「後期高齢者健診」という。）事業を、松江市が受託し実施する。

3. 対象者

松江市に住民登録を有する島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療の被保険者とする。ただし、次の者は対象から除外する。

- (1) 病院又は診療所に6ヶ月以上継続して入院している者
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 55 条第 1 項第 2 号から 5 号までに規定する施設（同号に規定する施設のうち、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 11 項に規定する特定施設については、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームであって、高齢者の居住の安全確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項の登録を受けたもの（介護保険法第 8 条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第 41 条第 1 項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。）に入所又は入居している者。

4. 受診回数

後期高齢者健診の受診回数は、第 3 項で定める対象者 1 人につき、年 1 回とする。

5. 実施形態

松江市内及び周辺の医療機関で事業を受託する旨申出のあった医療機関（以下「後期高齢者健診実施医療機関」という。）に委託して実施する。

松江市後期高齢者健康診査業務代行機関として、支払業務、健診データ管理業務等を島根県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託する。

なお、委託料については、別途業務委託契約書で定める。

6. 受診資格の確認

後期高齢者健診実施医療機関は、受付時に加入する公的医療保険を証するもので対象であることを確認する。

なお、加入する公的医療保険を証するものを持参しない者は、受診できないこととする。

7. 自己負担金の徴収

後期高齢者健診実施医療機関は、対象者であることを確認したうえで、自己負担金を徴収する。徴収額（自己負担額）は100円とする。

8. 記録票と質問票

(1) 後期高齢者健診記録票

松江市健康診査記録票（成人・高齢者）もしくはこれに準ずるものを使用する。

(2) 後期高齢者健診質問票

後期高齢者健診質問票は、本人に記入させる。

なお、本人が記入できない場合は、本人または本人の状況を把握している家族等に聞き取りを行い記入しても可とする。

ただし、後期高齢者健診実施医療機関は、本人または家族等が記入した内容の記入漏れ等を確認し、必要があれば本人等の同意を得たうえで、加筆修正を行う。

9. 後期高齢者健診項目、判定

健診項目は、実施要綱に基づき次の内容とする。

ただし、血清クレアチニン検査及び、痛風等検査（血清尿酸）は、受診者全員に実施する。

(1) 後期高齢者健診の項目

	項目	内容
全員に 実施	①問診	既往歴、自覚症状、服薬状況、喫煙歴等
	②身体診察	視診、聴診、触診
	③身体計測	身長、体重、BMI、
	④血圧測定	収縮期、拡張期
	⑤血中脂質検査	空腹時中性脂肪(随時中性脂肪)※2、HDL コレステロール、LDL コレステロール(Non-HDL コレステロール)※3
	⑥肝機能検査	AST(GOT)、ALT(GPT)、r-GT(r-GTP)
	⑦血糖検査	空腹時血糖(随時血糖)※4、HbA1c
	⑧尿検査※5	尿糖、尿蛋白
	⑨腎機能検査※6	血清クレアチニン(eGFRによる腎機能の評価を含む)
	⑩痛風等検査※6	血清尿酸
該当者に 実施 ※1 (詳細項目)	⑪貧血検査	赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値
	⑫心電図検査	安静時の標準12誘導心電図
	⑬眼底検査 ※7	

※1 貧血、心電図、眼底検査の詳細項目を実施する対象者は、表1に該当する者のうち、医師が必要と認める者に詳細な健診項目として実施する。

【表1 詳細項目を実施する対象者の条件】

検査項目	実施出来る条件(基準)
貧血検査 (赤血球、血色素、 ヘマトクリット値)	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者
心電図検査 (12誘導心電図)	当該年度の健診結果等において 収縮期血圧 140mmHg 以上 若しくは 拡張期血圧 90mmHg 以上 または問診等で不整脈が疑われる者
眼底検査 ※7	当該年度の健診結果等において、①または②に該当した者 ①血圧 収縮期血圧 140mmHg 以上 または 拡張期血圧 90mmHg 以上 ②血糖 空腹時血糖または随時血糖 126mg/dl 以上 または HbA1c 6.5%以上 *ただし、当該年度の健診結果等において血圧基準に該当せず、かつ血糖検査の結果が確認 できない場合、前年度の健診結果等において血糖検査の基準に該当する者を含む。

- ※2 やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により脂質検査を行うことを可とする。なお、空腹時とは絶食 10 時間以上とする。10 時間未満の者は「随時」とし、食後時間を記入する。
- ※3 空腹時中性脂肪または随時中性脂肪が 400 mg/dl 以上又は食後採血の場合、LDL コレステロールに代えて、Non-HDL コレステロールの測定でも可とする。
- ※4 やむを得ず空腹時以外において採血を行い、HbA1c を測定しない場合は、食直後を除き随時血糖により血糖検査を行うことを可とする。なお、空腹時とは絶食 10 時間以上、食直後とは食事開始から 3.5 時間未満とする。
- ※5 腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査は、検査不能として実施を行わない場合も認める。
- ※6 血清クレアチニン・血清尿酸は、松江市一般施策として全員に実施する。
- ※7 眼底検査は眼科医が実施する。結果判定は「眼底所見判定基準」(日循協編)を Scheie 分類にあてはめて判定する。糖尿病網膜症所見の判断基準は、Davis 分類にあてはめて判定する。併せて、眼圧検査等眼科疾患に係る検査も行うこと。

(2) その他、同時に実施する検診

希望者には、健康増進法により松江市が実施する大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診を同時に実施するものとする。各検診の実施については、各検診実施要領に基づき実施する。

(3) 医師の判断区分

- ①詳細な健診を実施した理由について、詳細項目ごとに実施理由を判断する。
- ②総合判定は、「1：異常なし」、「2：要指導」、「3：要医療」、「4：治療中」とする。

10. 後期高齢者健診の結果説明と情報提供

後期高齢者健診実施医療機関は、健康手帳等を用いて、後期高齢者健診結果を説明する。説明の際には、自らの健康状態を理解でき、生活習慣改善の重要性を深めるための情報を提供する。なお、健康手帳が必要な者に対し、随時交付する。

1 1. 請求データの提出について

- (1) 後期高齢者健診実施医療機関は、後期高齢者健診結果及び請求内容をデータ化して、支払代行機関である国保連合会に提出する。提出にあたっては、国保連合会が定めたデータ方式及び提出方法とし、国保連合会が指定する期日までに請求する。
- (2) 国保連合会は、請求データを確認し、過誤があれば後期高齢者健診実施医療機関に差し戻し、その他の部分は、委託料から徴収金を控除した額を後期高齢者健診実施医療機関に支払う。この時、前月以前の過誤を調整する。
- (3) 松江市は、請求の内容を確認し、過誤があれば国保連合会に差し戻し、調整した後、委託料から徴収金を控除した額を支払代行機関に支払う。

1 2. 眼底検査について

(1) 対象者

眼底検査の対象者は、後期高齢者健診を医療機関で受診した者のうち、実施基準に該当する者で医師が必要と判断した者とする。

(2) 眼底検査記録票

- ①眼底検査は、松江市眼底検査記録票を用いて実施する。
松江市眼底検査記録票は、3枚複写になっており、それぞれの用途により分けてある。
 - 1枚目（松江市用）・・・眼底検査実施医療機関から松江市への提出用。
 - 2枚目（健康診査実施医療機関用）・・・後期高齢者健診実施医療機関への提出用。
 - 3枚目（眼底検査実施医療機関用）・・・眼底検査実施医療機関の保管用。
- ②後期高齢者健診実施医療機関は、眼底検査依頼票にある健康診査受診日、医療機関名、健診担当医師名を記載する。また、眼底検査対象者のカナ氏名欄から健診等参考情報記入欄までを記入する。
- ③眼底検査実施医療機関は、記録票に検査結果、検査担当医療機関、担当医師名、医療機関番号を記入する。
- ④記入後の眼底検査記録票は、眼底検査実施医療機関から、2枚目（健康診査実施医療機関用）を後期高齢者健診実施医療機関へ送付し、結果を報告する。

(3) 記録票・請求書等の提出

- ①眼底検査実施医療機関は、当月実施分の記録票（松江市用）に必要な書類を添えて、速やかに松江市に提出する。
- ②松江市は、提出された記録票等の内容を確認し、問題がなければその旨を眼底検査実施医療機関へ伝え、眼底検査実施医療機関は速やかに請求書を提出する。

附 則

- この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。